

パーソナルデータの自己活用と法的課題

—データ流通促進のためのビジネススキーム構築の必要性について—

2017. 2. 9
青山学院大学大学院
法学研究科客員教授
川上正隆

2015年3月まで電通の法務セクションにて情報管理、知財管理を行い
大学では法律を教えつつ

経済産業省・個人情報保護の制度運用に関する研究会委員
日本情報処理開発協会・パーソナル情報認証スキーム検討委員会委員
日本情報経済社会推進協会・次世代電子情報利活用推進フォーラム委員
日本情報経済社会推進協会・**情報銀行**-制度要件WG委員
日本情報経済社会推進協会・個人情報の利活用検討会委員
日本情報経済社会推進協会・個人情報研究会会員
次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム・制度検討専門委員会委員
情報通信ネットワーク産業協会・スマートフォンの利用者情報等に関する連絡会議委員
情報セキュリティガバナンス協議会幹事会構成員
経営法友会・営業秘密保護・活用に関する小委員会
日本広告業協会教育セミナー委員会個人情報保護セミナーワーキンググループ委員

などに参加しましたが、もやもやを感じました・・・

I データ保護の法的議論について

1. 定義

本論における“データ”＝“パーソナルデータ”あるいは“個人情報”

2. データの法的保護

データ流出等のトラブルに対してデータの法による保護・救済の可能性は



人格権(プライバシー権)に基づく保護

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱
本人の利益のみならず社会全体の利益の増進
のためにパーソナルデータの利活用を益々促進
することが望まれる一方、**プライバシー保護**の
観点からは、これ までと同様、適切な取扱いが
求められている。



財産権に基づく保護

知的財産基本法 2 条 1 項

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、
植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の
創造的活動により生み出されるもの発見又は
解明がされた自然の法則又は現象であって、
産業上の利用可能性があるものを含む。）、
商標、商号その他事業活動に用いられる商品
又は役務を表示するもの及び営業秘密**その他
の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**
をいう。

3. 民法709条(不法行為ノプライバシー権)

(1) 1(個人)ノN(パーソナルデータ)ノ関係でプライバシー権が認められるのか?

【東京地判昭和39年9月28日「宴のあと事件」】

【最高判平成14年9月24日「石に泳ぐ魚事件」】

(2) 損害賠償額が低い

【東京地判昭和39年9月28日「宴のあと事件」】

80万円(請求額:100万円)

【東京地判平成10年1月21日「電話帳掲載事件」】

10万円(請求額:300万円)

【最高決平成14年7月11日「宇治市住民基本台帳漏洩事件」】

1人あたり1万円+弁護士費用5000円(請求額:33万円)

【東京高判差戻控訴審平成16年3月23日「早稲田大学名簿提出事件」】

1人あたり5000円(請求額:110万円)

【大阪地判平成18年5月19日「Yahoo! BB事件」】

1人あたり6000円(請求額:10万円)

【東京高判平成19年8月28日「エステサロン事件」】

35000円(12人)、22000円(1人)(請求額:115万円)

(3) 裁判に時間を要する

「宴のあと事件」

東京地判昭和39年9月28日(昭和36年(ワ)第1882号)

「監視用テレビカメラ事件」

大阪地判平成6年4月27日(平成2年(ワ)第5031号)

「宇治市住民基本台帳漏洩事件」

最高判平成14年7月11日(平成14年(受)第538号)

大阪高判平成13年12月25日(平成13年(ネ)第1165号)

京都地判平成13年2月23日(平成11年(ワ)第1311号)

「石に泳ぐ魚事件」

最高判平成14年9月24日(平成13年(才)第851号、平成13年(受)第837号)

東京高判平成13年2月15日(平成11年(ネ)第3989号)

東京地判平成11年6月22日(平成6年(ワ)第25182号)

「エステサロン事件」

東京高判平成19年8月28日(平成19年(ネ)第1496号)

東京地判平成19年2月8日(平成14年(ワ)第27790号他)

(4) 差し止め(情報の流通を止める)を認める場合は限定的

(プライバシーに係る受忍限度を超えた場合)

【最高判昭和61年6月11日「北方ジャーナル事件」】

【東京地判平成9年6月23日「ジャニーズ・ゴールドマップ事件」】

【東京地判平成10年11月30日「ジャニーズ・おっかけマップ事件」】

【最高判平成14年9月24日「石に泳ぐ魚事件」】

プライバシーによる保護は判例法理から可能であるが期待度は低い

4. 民法415条(債権法)

“個人とPDS・情報銀行”、“参加事業者とPDS・情報銀行”間での効果であり、予期せぬ第三者には対抗できない

5. 著作権法(データベース)

(1) 収集、蓄積だけのRAW(未加工)データはデータベースではない

(2) 「創作性」が認められなければデータベースの著作物ではない

【東京地判平成12年3月17日「タウンページデータベース事件」】

⇒データベースの創作性を肯定

【東京地中間判平成13年5月25日「翼システム事件」】

⇒データベースの創作性を否定

ICTとしての
データベース

≠

著作物としての
データベース

(3) 恒常的にデータが変化(増大)して客体が定常化できないデータベースの問題

著作権法による保護は難しい

6. 営業秘密(不正競争防止法)

(1) 秘密管理性

パーソナルデータをビックデータとするならば、

「既存の技術では管理するのが困難な大量のデータ群」(野村総合研究所「ITロードマップ」(東洋経済新報社、2014年)44頁)

⇒管理できない情報に対する秘密管理性は認められるのか？

(2) 有用性

「社会全体の利益の増進のために」

(「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」)

⇒有用性は認められる

(3) 非公知性

解釈上、NDAの管理下にある情報は非公知性が認められる

⇒PDS・情報銀行の利用事業者がNDAにより情報を取得できるのならば

通信事業者N社のデータをA社、S社も利用可能だが、NDAの解釈が同業者全体を射程としているのか？

(4) 裁判

不競法による裁判での原告(被侵害者)勝訴は30~40%

不正競争防止法による保護は難しい

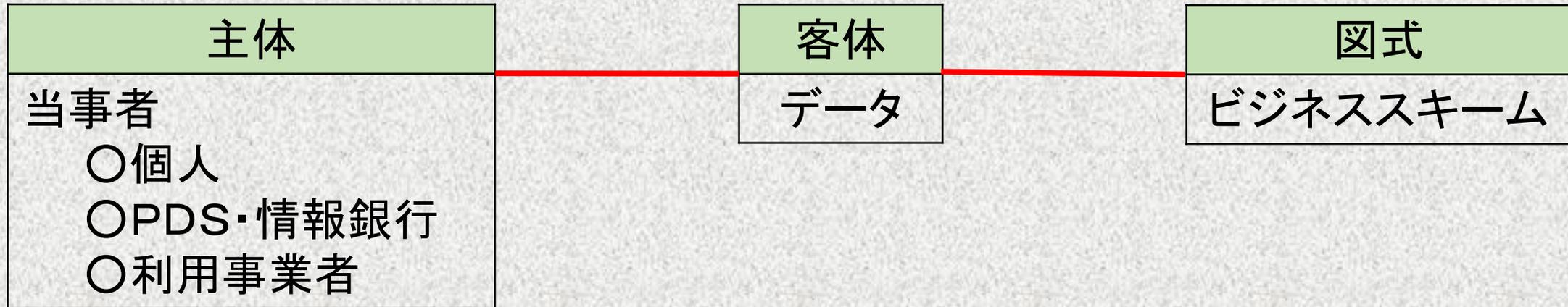
7. 現実のトラブルに法は機能するのか？

★大手印刷会社事件、大手教育事業者事件での法運用★

刑事	刑法(背任、業務上横領)	<ul style="list-style-type: none">・データ(情報)のみへの適用は困難・両事件とも自宅へのデータ持ち帰りは業務遂行
	個人情報保護法	<ul style="list-style-type: none">・対象は個人情報取扱事業者
	不正アクセス禁止法	<ul style="list-style-type: none">・両事件とも顧客情報DBの正当なアクセス権を有していた
	不正競争防止法	<ul style="list-style-type: none">・大手印刷会社事件では適用されず(秘密管理性?)・大手教育事業者事件では適用 (行為者を罰するのであり被害者の直接救済ではない)
民事	損害賠償請求 (債務不履行、不法行為)	<ul style="list-style-type: none">・提起されていない・金銭が動機な行為者に対する損害賠償は実質的な意味がない (裁判費用の無駄?)

データ(情報)の保護・救済に対する法運用は困難

<問題の所在>



この関係でデータ保護の検討を行うと
前述の議論となる



主体は当事者すべて

ビジネススキームの保護により
データを保護する検討は？



主体はPDS・情報銀行

Ⅱ ビジネススキームの保護について

1. 法的議論の限界

(1) 現行法

- ・保護すべき点はPDS・情報銀行のビジネス
- ・不法行為を中心として可能な場合は知的財産法を駆使する
⇒保護の対象が個別事案毎となり保護運用が定量化しない

(2) 法運用の新解釈((1)からの理論的構築)

- ・不法行為による権利構成(情報利用権?)や行為規制の構築
⇒新解釈の構成と判例による法運用が求められる

(3) パーソナルデータ保護の法改正・立法論((3)の運用の法制度化)

- ・ビッグデータの特性に即した保護が可能
⇒法改正・立法には時間を要する(流通促進化の議論ではない)

ビジネススキームを明確にした方が議論がしやすいのでは？

＜なのになぜビジネス・スキームの話が進まないのか・・・もやもやの原因＞

「日本のIT、完敗の恐れも」 ヤフー、「パーソナルデータ」活用規制に危機感

「日本のITが完敗してしまう恐れもある」——ヤフーは1月21日、政府の「パーソナルデータに関する検討会」事務局が示している、パーソナルデータ（個人に関する情報）に関する制度の見直し方針について、異議を唱える記者説明会を開いた。データ利活用の過剰な規制はビッグデータ関連ビジネスの足かせとなり、日本のIT産業を衰退させる恐れがあると警戒している。

パーソナルデータに関する検討会（座長・堀部政男一橋大学名誉教授）は、政府のIT総合戦略本部傘下に昨年9月に設置された。ビッグデータを活用した新ビジネス・サービスが勃興する中、プライバシーの保護などに配慮したパーソナルデータ利活用のルールのあり方を検討したり、監督・紛争処理機能を備えた第三者機関の設置を含む制度の見直し、関連の法改正などについて議論。議事録は[Webサイト](#)で公開され、制度の見直し案（事務局案）の概要も[PDF](#)で公開されている。



別所氏

検討会の見直し案がパーソナルデータ保護に傾いた背景には、委員に「ビッグデータの利活用を行っている事業者がいなかった」ためだと別所氏は指摘。IT企業から、フューチャーアーキテクトの金丸恭文社長とぐるなびの滝久雄会長が委員として参加しているが、そのほかは大学教授が中心の顔ぶれだ。

政策会議

[▲ トップページへ](#)

[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部\(IT戦略本部\)](#) > [データ流通環境整備検討会](#) > [データ流通環境整備検討会](#)
AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ(第5回) 議事次第

データ流通環境整備検討会 AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ(第5回) 議事次第

1. 日 時:平成28年11月25日(金)16:30~18:15
2. 場 所:中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室
3. 議 事
 - (1)開会
 - (2)森下様からプレゼンテーション
 - (3)高口様からプレゼンテーション
 - (4)川上様からプレゼンテーション
 - (5)閉会

データ流通環境整備検討会構成員
AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 名簿

大学教授(主査)

大学教授

大学教授

大学教授

大学教授

大学教授

社団法人事務局長

社団法人常務理事

大学教授

弁護士

大学准教授

社団法人理事長

国立病院機構名誉院長

弁護士

大学准教授

事業者が一人もいない・・・

法律家からは

- ①プライバシー情報を差し止める判決も増えてきている
- ②プライバシー侵害による損害賠償も高額な判決が出ている

なので

「プライバシーとしての人格権保護の観点からの問題についても十分検討が必要である
というふうに見える」

と指摘されますが、これらは**ほとんどの事業者が取り扱うようなデータではない**はず・・・

⇒必要なのは法律論の議論ではなくビジネス論(データ流通論)なのは

法律家が
考えている範囲

警察情報

PDS・情報銀行で
取り扱うデータ

基本情報
位置情報
購買履歴...

事業者が考えている
範囲

プライバシーを侵害する情報

立場の違いで生ずる相違かも・・・

事業者(法務) ⇒ 事案(ビジネス)に法律を当てはめる

研究者 ⇒ 事案を法律で研究する

法律家 ⇒ 法律を事案に当てはめる

2. 情報銀行・PDSによる自律的保護の期待

(1) 人は超低金利にも関わらずなぜ銀行に預金をするのか？

★銀行に対する安心感・信頼性

⇒自宅でお金を保管するセキュリティの手間が省ける

⇒タンス預金とは異なり銀行が盗難にあっても預金は保証される

⇒倒産の場合もペイオフによりある程度保証される

(2) 駅ナカが便利になっても苦情が生じないのはなぜか？

★自分に対する利便性(受益)と情報が正しく使用されているという安心感

⇒行動履歴の使用が自分にとってメリットがある



「安心感・信頼性」「利便性」を担保できるビジネススキームの構築



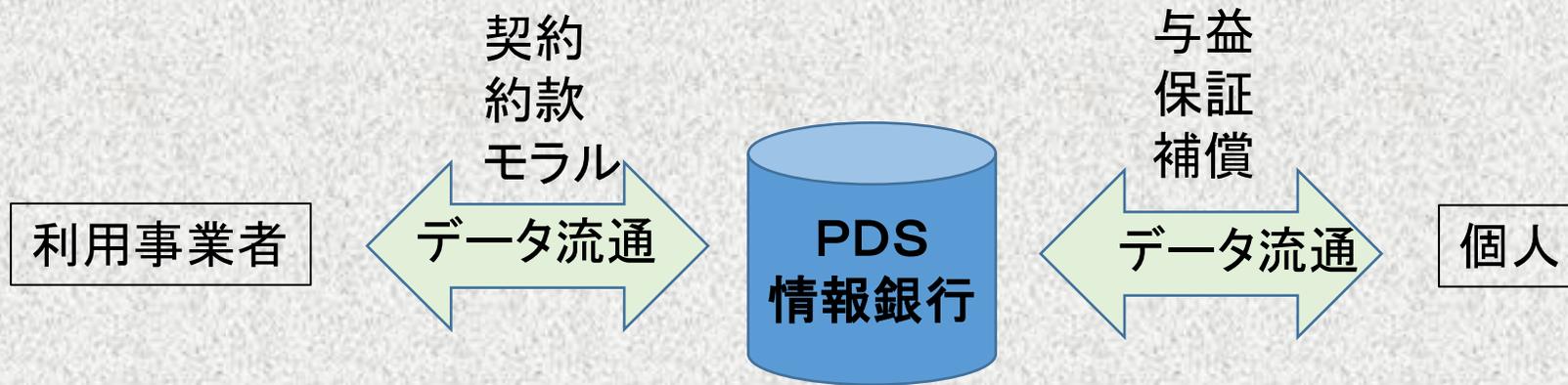
ビジネススキームの構築は主体(PDS・情報銀行)

事業者をどのように考えるのか？

性善説 ⇒ 自律中心(データ流通促進)

性悪説 ⇒ 規制中心(データ流通抑制)

事業者による自律(モラルコード)によるセーフティネットの構築が可能領域



データ流通の差し止め、損害賠償請求

配信的利用者
予期せぬ第三者

法によるけん制(リーガルコード)が必要な領域

ビジネススキーム(モラルコード)の確立を受けて
補完的にリーガルコードを検討すべきでは

ご清聴ありがとうございました

連絡先 : agulaw.kawakami@gmail.com